

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現 状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公務員			民 間			参考 (A / B)
	職員数	平均年齢	平均給与 月額(A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
全 体	1人	x	x	-	-	-	-
その他	1人	x	x	-	-	-	-

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成20~22年の3年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

対象職員が1人の場合は個人が特定されるため、平均年齢、平均給与月額は公表していません。

(2) 職種ごとの年齢別人数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全 体													1人
その他													1人

対象職員が1人の場合は個人が特定されるため、年齢は公表していません。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表を適用しています。

イ 各種手当

一般職員と同様に、それぞれ該当する手当を支給しています。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じて、4号俸(55歳を超える場合は2号俸)を標準として昇給することとしています。

2. 基本的な考え方

赤字再建団体への転落を回避すべく平成19年3月に策定した「歌志内市財政健全化計画」に基づき、退職者不補充を原則とし新規採用をせずに、民間委託や臨時職員の雇用等を行いながら適正な定員管理を図ります。

3. 具体的な取組内容

(1) 定員について

本市の技能労務職員は、現在、1名在職しています。この職員が退職した場合は不補充とし、民間委託等による対応を検討します。

(2) 給料について

平成18年度から独自削減を実施しています。

- ・平成18年4月～平成18年12月 一律6%削減
- ・平成19年1月～平成19年3月 在級別に8・9・10%削減
- ・平成19年4月～平成21年3月 在級別に16・18・20%削減
- ・平成21年4月～平成22年3月 在級別に10・11・13・15%削減
- ・平成22年4月～平成24年3月 在級別に5・6・7・8%削減

(3) 諸手当について

技能労務職員を対象とした特殊な手当は一切ないため、見直す予定はありません。

(4) 昇給のあり方について

勤務成績を昇給に反映できるように、全職員を対象とした人事評価制度の導入について検討します。

4. その他

今後も厳しい財政状況が続くことが予想されるため、退職者不補充の継続はもとより、民間委託や指定管理者制度の積極的な導入を図るなど、給与・職員数の適正化を図ります。